

ぐるーぷほーむ九嶺 重 要 事 項 説 明 書

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第34号第108条において準用する第9条及び厚生労働省令第36号第85条において準用する第11条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 エム・エム会
事業者の所在地	広島県呉市中通一丁目5番25号
法人種別	医療法人
代表者別	理事長 白川 泰山
電話番号	(0823) 22-6868

2. 事業所の概要

事業所の名称	ぐるーぷほーむ九嶺	指定番号 3490500208
事業所の所在地	広島県呉市本通一丁目1番1号 メガネ橋プラザ4階	
電話番号	(0823) 22-9090	
ファクシミリ番号	(0823) 22-9090	
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
事業の目的	認知症高齢者の方々が長年住み慣れた地域で、家庭の延長上として、いつまでも安心した生活ができるように支援いたします。	
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者とその家族との交流を目指します。	

3. 設備の概要

敷地	325.25㎡	
建物の構造	鉄骨ALC12階建て	
設備	数	面積
居室	9室	1室約11.15～12㎡
食堂・居間	1室	47.72㎡
ホール	1室	26.31㎡
浴室・脱衣室	1室	3.68㎡・6.38㎡
便所	3箇所	1室約2.54～3.4㎡
洗濯室	ベランダ	
スタッフルーム	1室	9.25㎡
合計床面積	256.95㎡	

4. 従業員の職種及び員数

従業員の種類	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		研修履修状況
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			・認知症対応型サービス事業 管理者研修修了 ・介護福祉士 ・介護支援専門員
計画作成担当者	2		1		1	・介護支援専門員 ・介護福祉士
介護職員	11	5	1	4	1	・認知症介護実践リーダー研修修了 ・認知症対応型サービス事業管理者 研修修了 ・介護福祉士 ・実務者研修終了

5. 従業員の勤務体制

従業者の種類	勤務体制	休暇
管 理 者	8:30～17:30	常勤 は、原則 1ヶ月 8～10休
計画作成担当者	10:00～13:00(週3日程度)	
介 護 職 員	日勤9:00～18:00 夜勤17:30～9:30	
*昼間(生活時間帯6:00～21:00)は原則として、職員1名以上で利用者の支援します。		
*夜間(21:00～6:00)は原則として、1ユニットにつき職員1名で利用者の支援します。		

6. 営業日

営業日	年中無休
-----	------

7.提供するサービスと利用料金

令和6年6月1日現在

(1)介護保険給付対象サービス及び利用料金

種 類	内 容	
食事の 介助	・栄養と身体状況に配慮した、季節感のある食事を提供します。 ・食事はできるかぎり食堂で、全員でとっていただけるよう配慮します。 - 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ ※食事等の都合で提供時間が少しずれることがあります。	
排泄の 介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な支援を行ないます。 ・おむつを使用する方に対しては、随時の交換を行ないます。	
入浴の 介助	・利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行います。	
着替え等の 介助	・寝たきり防止のため、離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えが行われるよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう配慮します。 ・寝具、着替えの洗濯等支援します。	
機能訓練	・日常生活の中で機能訓練、又は利用者の希望に応じた通院での機能訓練等を取り入れ生活機能の維持・改善に努めます。	
健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合 は、その連携についてできるだけ配慮します。(通院対応は原則家族対応です。)	
相談及び 支援	・当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても 誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うよう努めます。 ・退所後も相談に応じます。	

利用料(1日あたり)

(利用者負担1割)		(短期利用利用者負担1割)		・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日) ・医療連携体制加算Ⅰハ(37単位/日) ・認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)(対象者のみ) ・認知症チームケア推進加算(150単位/月) ・口腔衛生管理体制加算(30単位/月) ・生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位/月) ・口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(20単位/半年) ・栄養管理体制加算(30単位/月) ・科学的介護推進体制加算(40単位/月) ・生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月) ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(8.1%加算率) ・初期加算(入居日から30日以内の期間(30単位/日)) ・入院時費用(246単位/日)(毎月6日限度)※入退院日は算定なし ・退居時相談援助加算(400単位/回)※退去時～2週間以内 ・退去時情報提供加算(短期は除く)(250単位/回)(退所時のみ) ・新興感染症等施設療養費(240単位)(1月に1回連続5日限度)が加わります。
要支援2	761円/日	要支援2	789円/日	
要介護1	765円/日	要介護1	793円/日	
要介護2	801円/日	要介護2	829円/日	
要介護3	824円/日	要介護3	854円/日	
要介護4	841円/日	要介護4	870円/日	
要介護5	859円/日	要介護5	887円/日	
(利用者負担2割)		(短期利用利用者負担2割)		
要支援2	1,522円/日	要支援2	1,578円/日	
要介護1	1,530円/日	要介護1	1,586円/日	
要介護2	1,602円/日	要介護2	1,658円/日	
要介護3	1,648円/日	要介護3	1,708円/日	
要介護4	1,682円/日	要介護4	1,740円/日	
要介護5	1,718円/日	要介護5	1,774円/日	
(利用者負担3割)		(短期利用利用者負担3割)		
要支援2	2,283円/日	要支援2	2,367円/日	
要介護1	2,295円/日	要介護1	2,379円/日	
要介護2	2,403円/日	要介護2	2,487円/日	
要介護3	2,472円/日	要介護3	2,562円/日	
要介護4	2,523円/日	要介護4	2,610円/日	
要介護5	2,577円/日	要介護5	2,661円/日	

(2) 介護保険給付対象外サービス及び利用料金

種 類	内 容	利用料
おむつの提供	・利用者のご希望に応じて提供します。当施設を通じての購入、又はご家族様の持参も可能です。	実費
行政手続代行	・役場での書類の申請交付、申請手続き等を代わって行います。	実費
食材の提供	・栄養管理を行いながら提供します。	日額1,650円 朝食520円 昼食610円 夕食520円
理美容サービス	・希望に応じて専属理美容店に出張を依頼します。	実費
余暇活動行事	・季節にふさわしいレクリエーション行事を企画します。	実費
家賃	・居室の利用料	日額2,000円
水道光熱費	・電気・ガス・水道等の利用料	日額450円
環境整備費	・住居の共用部分の利用料等・リネン・洗濯(原則週2回。過剰な洗濯については別途、追加料金を頂きます。)・掃除・感染対策等	日額450円
日用品費	・日常生活上必要とするもので利用者が負担することが適当と認められるもの	実費
入居一時金(敷金)	・退去時の原状回復等に充当し、差し引いた金額をお返し致します。	契約時18万円

(3) 短期利用共同生活介護

- 1 当事業所は、共同生活住居の定員の範囲で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該 認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

8. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	窓口担当者	白川 千寿子 又は 國生 明日香	
	ご利用時間	月曜日から金曜日 午前9:00～午後3:00	
	ご利用方法	電話又は面接	電話番号(0823) 22-9090
苦情窓口(その他)	呉市役所	介護保険課	電話番号(0823) 25-3136

9.協力医療機関

医療機関の名称	マッターホルンリハビリテーション病院	亀本歯科クリニック
院長名	白川 泰山	亀本 興紀
所在地	呉市中通1丁目5-25	呉市吉浦中町1丁目4-1
電話番号	0823-22-6868	0823-31-0118
診療科	整形外科・リハビリテーション科	歯科

10.事故発生時の対応

(1) サービスの利用により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、呉市に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11.事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 面会時間は原則10:00～19:00とする。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。 食事止め(欠食)は10日前(初日を含む)までとする。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	敷地内での喫煙は全面禁止となっています。食堂での飲酒はマナーを守ってください。居室での飲酒はお断りします。
迷惑行為等	騒音等の他者の迷惑になる行為、暴言・暴力はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室には立ち入らないで下さい。
所持品の管理	所持品の管理は、原則として居室で利用者に管理していただきます。 物品等の利用者間でのやり取りは禁止とさせていただきます。
現金等の管理	現金及び預貯金については原則として、持ち込みはお断りします。(預り金は別とする)
宗教・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

※器物破損行為や他者の迷惑行為等、上記行動が繰り返し行われる場合は退居して頂く場合があります。

上記の重要事項の内容につきまして、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	呉市中通一丁目5番25号
事業者法人名	医療法人エム・エム会
法人代表者名	理事長 白川泰山 印
事業所名称	ぐる一ふほ一む九嶺
説明者氏名	印

附則

この重要事項は、平成22年5月1日から施行する。
この重要事項は、平成23年8月21日から施行する。
この重要事項は、平成24年4月1日から施行する。
この重要事項は、平成25年5月1日から施行する。
この重要事項は、平成26年4月1日から施行する。
この重要事項は、平成27年4月1日から施行する。
この重要事項は、平成27年8月1日から施行する。
この重要事項は、平成29年1月1日から施行する。
この重要事項は、平成29年5月16日から施行する。
この重要事項は、平成30年1月1日から施行する。
この重要事項は、平成30年5月1日から施行する。
この重要事項は、平成30年8月1日から施行する。
この重要事項は、令和元年10月1日から施行する。
この重要事項は、令和2年4月1日から施行する。
この重要事項は、令和2年5月1日から施行する。
この重要事項は、令和3年4月1日から施行する。
この重要事項は、令和4年4月1日から施行する。
この重要事項は、令和4年10月1日から施行する。
この重要事項は、令和5年8月1日から施行する。
この重要事項は、令和6年4月1日から施行する。
この重要事項は、令和6年6月1日から施行する。

私は、本書面に基づいて

ぐる一ふほ一む九嶺職員 職 管理者 白川 千寿子 印
から上記の重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者の家族 住所

氏名 印 (続柄)